

第1回全学FD講演会

著作権教育は情報教育である

平成30年度著作権法改正により、「授業目的公衆送信補償金制度」が創設され、本年4月28日に施行されました。

これにより、教育機関は、授業形態における著作物の公衆送信（いわゆる遠隔授業）を行う際は、大学法人が補償金を支払うことで、著作権者の許諾を得ずに使用することができるようになります。（本年度は無償。）

現在本学では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、前期授業を、遠隔授業で実施しているところですが、ここで、改めて、授業目的公衆送信に係る著作権を中心に著作権制度についての知識を深めていただくとともに、遠隔授業を円滑に推進していくためにFD講演会を企画します。

日時

2020年 7月17日 金

13:30~15:00 受付:13:10~

●場所● 本学 次世代教育イノベーション棟

●参加対象● 本学教職員

●参加方法● 以下のいずれかの方法でご参加いただけます

① 対面による参加

※感染症対策に配慮してご参加ください

※風邪のような症状のある方や、体調に不安のある方は、お控えください。

※マスクの着用を含む咳エチケットなどを行ってください。

② オンラインによる参加（ZOOM）

③ テレビ会議システムによる参加
（名古屋地区附属学校-大学間）申込不要
入場無料

●講演内容：「著作権教育は情報教育である」

講師：久保田 裕 先生

（一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事）